

論文

戦後日本の教育改革と森戸辰男

羽田貴史

一、戦後教育改革と森戸辰男

森戸辰男の履歴（小池論文参照）が示すように、戦後の日本社会で、これほど長期にわたって教育改革にかかわってきた人物を見いだすことはむずかしい。森戸は、戦後初の総選挙で衆議院議員に当選し、帝國憲法改正案委員小委員会委員として極めて重要な役割を果たしたが、

すでにこの時点から教育改革にも発言していた。昭和二一年（一九四六年）六月二七日の第七回衆議院憲法改正案草案審議において、森戸

は、「政治的人権宣言ニ比べテ、社会的、文化的人権宣言トモ云フベキ部分ガ甚ダ希薄デアル」と批判し、「此ノ教育ノ根本法律確立致サズンバ、此ノ渾沌タル精神状態ニ於テ国民ニ新シイ教育ヲ施スコトハ、如何ニ教權確立スト雖モ私ハ全然不可能デハナイカト考ヘルモノデアル」と主張した。この意見をうけて、田中耕太郎文相が、「政府ト致シマシテハ、教育ノ重要性ニ鑑ミマシテ、少ナクトモ学校教育ノ根本ダケデモ議会ノ協賛ヲ経ルノガ民主的態度ト考ヘマシテ、目下其ノ立案ノ準備ニ着手シテ居ル次第アリマス」と答弁している。これが教育基本法構想が提示された最初であり、翌年三月には、憲法・教育基本

本法体制と呼ばれる戦後の教育法体制が成立していくのである。

そのプロセスは、戦後教育改革研究の第一人者である鈴木英一氏（名古屋大学名誉教授）の研究⁽¹⁾によつて、田中耕太郎とその指導を受けた文部省官房審議室の若手官僚が大きな役割を果たしたことが解明されてきた。

他方、最近の研究では、文部省が六月時点で準備していた教育に関する法律とは、学校教育法につながるものであり、教育基本法そのものではなかつたことがわかつてゐる。つまり、森戸の発言は、文部省に先駆けて憲法レベルで教育に関する原則を定めることを主張した意義を持つのである。

また、帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会においても、「教育方針は主として民主主義と平和主義に基づくべきであり、新憲法の近代精神に沿つて人間の権利を保障すべきであるよう思います」と発言し、教育勅語を批判した（昭和二一年七月三〇日、第五回）。

当時の文部省の公式見解は、教育勅語の擁護であり、憲法・教育基本法が成立してのちも、それは変わらなかつたから、森戸発言の意義が

了解されよう。⁽³⁾

二、教育刷新委員会と森戸辰男

昭和二一年八月一〇日、教育刷新委員会（昭和二四年六月に教育刷新審議会と改称、ここでは教育刷新委員会と通称）が発足すると、森戸辰男は同日付けて委員（第二二番）となる。

教育刷新委員会とは、昭和二一年八月一〇日勅令第三七三号によつて設置され、内閣総理大臣の所轄に属し、昭和二七年六月六日に廃止されるまで、占領下の教育改革を推進した審議会である。その全体について、佐藤秀夫「解題」（『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』

第一巻、岩波書店、一九九五年）が詳しい。当初、教育刷新委員会委員候補者としてノミネートされたのは、四三名であり、うち三六人と、それ以外に二名の合計三八名が同日任命されている。その後、議会の要望により貴族院・衆議院から一〇名が追加されるなどし、昭和二一年一月一五日の時点では四九人となつた。

候補者の所属別では、森戸は、「労働」に分類されており、議員であるためではなかつた。誰が候補者名簿の作成に関与したかは不明だが、当初から文部省としても森戸の識見に注目し、委員に加えたことがうかがえる。⁽⁴⁾ただし、森戸の総会への出席状況は、よくなかつた。教育刷新委員会の関連資料は、国立教育研究所のコレクションである『戦後教育資料』中に事務局の簿冊があるが、出欠簿はない。他方、教育刷新委員会の会議録は、長らく非公開であつたが、一九九五年から一九九八年にかけ、日本近代教育史料研究会（代表 佐藤秀夫・寺

崎昌男・橋口菊）によって岩波書店から「教育刷新委員会教育刷新審議会会議録」（全一二三巻）として刊行され、議論のすべてが把握できるようになった。

そこで会議録から発言の有無を調べると、森戸は、第一回（九月七日）、第二回（九月一三日）、第三回（九月二〇日）、第四回（九月二七日）の総会に発言したのみである。多忙な時期に、出席だけということはないから、おそらく一〇月以降は総会には出席しなかつたのではないかだろうか。

〈総会での森戸〉

総会での森戸の発言はそう多くはないが、シャープで興味深い発言を行つてゐる。第一回総会で委員長・副委員長の選任が終わり、議論に移ると森戸は、委員の選任方法について意見を述べている。

森戸の言うには、委員の構成が、「教育生産者と言いますか、そういう方々が大部分であつて、教育消費者と言いますか、そういう方面的の代表者が割合に少ない。民間の教育にインタレストを持ちながら教育専門家でない人の参加が少ないのでないか」⁽⁵⁾

今風に言えば、コンシュマーリズムの欠如ということになろうか。確かに、戦前の教育関係審議会は、高級官僚や陸海軍人などを中心に構成され、教育者は少数であつた。教育刷新委員会は、教育関係者・学者を中心構成するという画期性をもつていたが、森戸はさらにつの先を見ていたということになろう。

第二回総会で森戸は、自由討議の流れの中で、教育の指導精神につ

いて議題とするよう提案する。特に明快なのは、「従来の意味での国体は非常な変革を蒙った、根本的な変革を蒙ったということが、教育者に伝わって居らぬということであります。是は是非共私は教学当局の方ではつきりと伝えて戴きたい」⁽⁶⁾ という主張である。また、続けて、「教育勅語が民主主義精神に相容れないことを指摘し、「其の点をはつきりさせないと、日本の教育者は適從に迷う所がある」という主張は出色である。

第三回総会は、教育根本法の説明と教育の理念に関する論議し、そこで、当時最大の問題であった教育勅語の取扱と教育理念に関する第一特別委員会（教育の基本理念に関する事項）の委員が選出された。森戸はこの時指名されて委員となつた。他の委員は、羽渕了諦、芦田均、天野貞祐、務台理作、関口鯉吉、島田孝一、河井道である。第四回総会での森戸の発言は、青年学校の改組に関する実業教育の改革を課題とするものであつた。そして、以後の総会には発言がなく、出席もないものと思われる。⁽⁷⁾

〈特別委員会での森戸〉

第一特別委員会は、九月二三日の第一回会合を皮切りに、一月二九日まで一二回の会合を重ねた。森戸は、第一回（九月二三日）、第二回（九月二十五日）、第三回（九月二七日）、第四回（一〇月四日）、

第六回（一〇月一八日）に出席し、発言している。森戸の発言は、総会よりも第一特別委員会の方が精力的である。

まず、教育勅語をどう処理するかという問題について、委員でもつ

とも積極的に議論を展開しているのは、森戸である。第一回の早い時点で、「教育勅語は憲法と略々同時代に出で憲法を教理として居る。片方の憲法を変えて、之を其の儘残すということは、どうしても矛盾であつて、是は、はつきりした態度を執らなければならぬ」⁽⁸⁾ と明言している。

これに対して芦田は、新勅語を想定しつつ、憲法発布の時の勅語で理念を示してはといい、森戸は新勅語を想定するのは反対で、憲法の精神によることだけ言えばよいと反論する。議論が森戸の主張に落ち着くと、その後をどうするかが議論となる。山崎文部次官が、やはり新勅語が必要かと問えば、ただちに森戸は、「それは却つて御出しにならない方が宜しいと思います」と意見を述べる。芦田が、政治的色彩のないものは天皇という地位しかないといい、関口鯉吉は、勅語によつて議会が決めた法律の精神に則つてやれと言う指示を天皇に求めたのに比べると、戦後社会における教育理念と天皇との関連について、はるかに的確な意見を持つていたのである。

森戸の意見は、やがて他を説得し、第二回の委員会では、新勅語の奏請を行わないことになった。第二回総会で山崎次官が、「私どもの考では、まあ、森戸委員が此處で御説明なすった意味合いが、一番はつきり我々の考えとも一致して居るのじやないかと思います」⁽⁹⁾ と述べたところに、森戸の議論の位置があらわれている。

さて、第二回で論議となつたのは、教育勅語の存廃問題でもあつた。各委員とも、廢止にまで踏み込みたくない気持ちでの発言が繰り返され、新勅語を奏請しないが、教育勅語の廢止もせず、神格化しない方

向に収斂する。しかし、神格化しない勅語は出ないにしても、教育に関する式典の際に天皇が勅語を出すようなことについてどうするかに議論が移り、羽溪主査は、「新憲法公布の際、教育者に賜る勅語の中に教育に関する思召を附け加えて戴く」⁽¹⁰⁾とまとめたのでいたつた。

この過程で森戸はいつさい発言していない。羽溪は、まとめた後、森戸に水を向ける。森戸は語りだす。「其の点に付ては、寧ろ重要な点は国会が決定しなければならん御勅語で決定せられるべきものではない：だから若し御勅語を憲法發布の時に仰ぐとすれば、新憲法の精神に副うてやるべきであるということを仰せられることが妥当であつて、内容的に指示されるということは、どうかと思います…」。

森戸の意見に芦田が反論するが、教育の根本理念にふみこむような勅語に反対する森戸の意見には、芦田も同意し、この問題にも決着が付く。森戸のスタンスは、一貫して象徴天皇制の原理を適用し、教育理念の問題を処理しようとするもので、帝国憲法体制からの転換の明快さにおいては、特別委員会委員の中で群を抜いていると言つてよいのではないだろうか。特別委員会の議論は、たぶんに玉虫色であり、国民主権原理への理解を示しながら、勅語の擁護と存続も図ると言つた構造になつておらず、森戸のような明快さは見られない。

たとえば、昭和二年一〇月八日文部次官通達秘第三号「勅語及び詔書等の取扱について」の原案も第二回の会議で紹介されているが、その中で、「式典等に於て從来教育勅語を捧読することを慣例としたが、今後は之を要しない」とあることに森戸はかみつき、それでは弱すぎる、唯一の教育資料であるかの印象を与えないかと繰り返し疑問

を提示している。教育勅語の廃止だけは避けようと、芦田、山崎、天野がこれにこそつて反論するので、ついに森戸は口を閉ざすが、議論の緊張感が伝わってくるやりとりである。

つづいて、特別委員会は、教育理念について議論を始め、第四回では、文部省で作成した教育基本法要綱案をたたき台に議論が行われた。森戸の議論で興味深いのは、教育の目的に関する、民主的、文化的な加え、「勤労的という言葉が加わるべきではないかと思つております」⁽¹¹⁾との主張である。民主的、勤労的、文化的特徴を持つ戦後の国家を、専制と搾取、軍国主義に対置する国家像、民族共同体として提示したことである。教育基本法要綱案に盛り込まれた人格の完成、真理の探求が、田中文相によつてカント哲学の影響を強く刻印されたのに比べ、社会民主主義の発想による国家像と教育目的の提示とも言えようか。第五回に欠席した森戸が最後に出席したのは、第六回の会議である。この日は、森戸の主張をふまえて「勤労」という言葉が挿入された条文の検討から始まっている。ただ、森戸は民主的、平和的な勤労国家として目的に入れるべきと主張したのに、案文は、勤労を重んずる国民の育成として採用されていた。

この日の会議のトピックは、よく知られたように、「人格の完成」とするか「人間性の開発」とするか、という論争であった。森戸は、務台理作とともに、人間性の開発とすべきと主張している。

その議論が一段落すると森戸は、民主的文化的と並べて勤労を國家の在り方に加えるべきだとする。森戸の意見は採用されないが、天野、務台、羽溪らとともに案文の細かな修正に積極的に発言している。そ

してこれが委員としては最後の出席になつた。

その後、森戸は、昭和二二年三月三一日に、衆議院解散により国会議員の職を失い、四月二五日に再度当選を果たし、六月一日付で片山内閣の文相に就任する。⁽¹³⁾ 教育刷新委員会の中で正論を展開するが、今ひとつなじんでいない感のあつた森戸は、六月六日の第三六回総会に、文部大臣として挨拶する立場になるのである。

この時、森戸は、「委員となりまして間もなく災禍に遭いまして健康をそこねましたために、十分に皆さんと共にこの大事な仕事に参画することができなかつたことを極めて残念に思う次第であります」⁽¹⁴⁾ と述べており、一〇月下旬以降は、何らかの傷病によつて公務に登場できぬ事情があつたのかも知れない。

なお、森戸は、昭和二二年八月二日付で辞任となつており、形式的には二ヶ月間、文部大臣と委員とを兼ねていたことになる。⁽¹⁵⁾

六、一九〇頁）という危機感があつた。

ところで、ここで注目しておきたいのは、森戸がこだわっていた教育勅語の処理である。⁽¹⁶⁾ 教育基本法が制定されたのちも、文部省の公式

文部大臣として森戸は、片山内閣期の昭和二二年六月一日から、翌二三年三月一〇日の芦田内閣成立後も大臣を務め、在任期間は、一〇月一五日までの一年四ヶ月にわたる。占領期の文部大臣としては、吉田茂に請われて入閣した天野貞祐の二年三ヶ月（昭和二五年五月六日—同二七年八月一二日）に次いで長く、教育基本法・学校教育法の制定を担つた田中耕太郎の八ヶ月余（昭和二一年五月二二日—同二二年一月三一日）をしのぐ。

森戸文相期に行われた主な教育改革・施策は、新制高校の発足（昭

和二三年四月）、視学制度の廃止（昭和二二年一月）、教育委員会法制定（昭和二三年七月）、大学設置委員会の設置（昭和二三年一月）、一二公私立大学の認可（昭和二二年四月）、新制国立大学の準備（昭和二三年六月）など多岐にのぼる。森戸は、文部大臣時の活動として、師範学校の廃止と大学における教員養成、教育委員会制度への抵抗などを挙げているが（森戸一九八四、六五頁）、全体として森戸辰男個人の指導力がどのように發揮されたかは、まだほとんど明らかになつてない。教育委員会制度への抵抗を示していたのは事実である。森戸は、自伝では「日本の実情にそぐわない」（森戸一九八四、六四頁）と一般的に述べたが、芦田は、「總理官邸で文部大臣と協議して教育委員会の選挙を延期することに一応G・H・Qと話そうといふことにした。この儘では共産党にしてやられるかもしけない」（芦田一九八六年一月）といふことになつた。

その中には天地の公道たるべきものが示されてゐるので、これを廃止するというようなことは教育上甚だ面白くないと思うので廃止する意

思はない」と回答を用意していた。高橋誠一郎文相は、この線に沿った説明を行い、貴族院での佐々木惣一議員の質問にも、日本国憲法と抵触する部分は効力を失うが、「その他の部分は両立するものと考える」と説明していた。

この問題は、第二国会参議院で、羽仁五郎議員が取り上げたことで再燃し、昭和二三年六月一九日に、「教育勅語等排除に関する決議」（衆議院本会議）、「教育勅語の失効確認に関する決議」（参議院本会議）が採択され、勅語の処理が完結するのである。

この時、両院それぞれ森戸文相は、特に求めて所見を表明し、「教育勅語は明治憲法を思想的背景といたしておるものでありますから、その基調において新憲法の精神に合致しがたいものであることは明らかであります」と明快に述べた。六月二十五日、文部省は秘七号次官通達「教育勅語等の取扱について」により、学校等に保管の勅語謄本を返還させ、公教育の場から勅語を一掃したのである。教育勅語への批判と教育基本法の成立にかかわった森戸は、文部大臣としてその最終段階にも立ち会い、幕引きの役割も演じたのであった（鈴木英一・平原春好一九九八）。

昭和二八年九月一〇日～昭和三〇年一月二十五日 第一期
第一特別委員会（大学の管理運営） 専門委員
昭和三〇年一月二十五日～昭和三一年一月二十四日 第二期
第五特別委員会（私立学校振興）
第六特別委員会（教科書制度） 主査
第八特別委員会（教育・学術文化・国際交流） 委員
昭和三二年三月一二日～昭和三四年三月一日 第三期
第一一特別委員会（教員養成） 委員
昭和三四四年四月一四日～昭和三六年四月一三日 第四期
第一五特別委員会（大学の目的性格） 主査

育学部長桜井役が事務取扱となり、正式な学長はまだ選ばれていなかつた。森戸の招聘に中心的役割を占めたのは、藤原武夫理学部長であつたと言われる⁽¹⁾。転身の理由には、社会党の左右対立の中での政治活動に次第に嫌気がさしてきたという事情もあつたろう。

広島大学長就任後も、森戸は、中央の学術政策・大学行政から切り離されたわけではなかつた。日本学術會議会員、日本ユネスコ国内委員会副会長、社会教育審議会臨時委員などを兼ね、昭和二八年九月一〇日には、その年の一月二一日に開催された中央教育審議会の専門委員となり、以後、会長を退く昭和四六年七月三日まで、一八年近くに及ぶ中央教育審議会への関与が始まるのである。中央教育審議会での在任期間は、次のようである（教育事情研究会編『中央教育審議会答申総覽（増補版）』ぎょうせい、一九九二年）。

発足間もない広島大学長への就任であった。広島大学創設時には、教

第一六特別委員会（大学の設置・組織編成）	主査
第一七特別委員会（学生の厚生補導）	主査
第一八特別委員会（大学の財政）	主査
昭和三六年四月一四日～昭和三八年三月三一日 第五期	主査
第一五特別委員会（大学の目的性格）	主査
第一六特別委員会（大学の設置・組織編成）	主査
第一七特別委員会（学生の厚生補導）	主査
第一八特別委員会（大学の財政）	主査
昭和三八年五月二四日～昭和四〇年五月二三日 第六期	主査
第一九特別委員会（期待される人間像）	委員
第二〇特別委員会（後期中等教育）	委員
昭和三八年六月二十四日～昭和四〇年五月二三日	会長
昭和四〇年五月二八日～昭和四二年五月二七日 第七期	委員
第一九特別委員会（期待される人間像）	委員
第二〇特別委員会（後期中等教育）	会長
昭和四二年七月一日～昭和四四年六月三〇日 第八期	会長
昭和四四年七月四日～昭和四六年七月三日 第九期	会長
III-三九 教育刷新委員会関係資料（一）	
III-四一 教育刷新委員会第九回建議事項	
III-四二 教育刷新委員会関係資料（二）	
III-四三 教育刷新委員会建議	

六〇年代の高度成長と経済計画化に対応した改革まで、およそ四半紀にまたがつて教育改革にかかわったまれな人物となつた。その評価は、掘り起こされて全貌が明らかになりつつある森戸文書を活用した今後の課題であろう。

五、教育刷新委員会・文部大臣・中央教育審議会関係資料に

森戸の活動教育刷新委員会に関する基本資料としては、国立公文書

館『公文類集』『公文雜纂』中に、『教育刷新委員会総会配布資料』全五冊ほか、計二〇簿冊が保存・公開されており、総会・特別委員会での配布資料・建議・声明など、⁽¹⁸⁾ 公的機関としての教育刷新委員会の活動状況を示すものとなっている。また、特別委員会を含む全議事録は、

所在が確認されているものは、そのすべてが、日本近代教育史料研究会（代表 佐藤秀夫・寺崎昌男・橋口菊）『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』岩波書店、全一三巻）に採録されている。

このほか、事務を担当した文部省関係者の所蔵資料は、国立教育研究所に寄贈され、「戦後教育資料」の一部となつており、教育刷新委員会関係としては、次のものが含まれている。

III-三九 教育刷新委員會關係資料（一）

III-四二 教育刷新委員會關係資料 (二)

III-四四 教育刷新委員会採択事項

III-四九 教育刷新委員会第三六回総会審議資料

III-五一 教育刷新委員会に関する書類綴

III-五二 教育刷新委員会総会資料

III-五三 教育刷新委員会総会資料

III-五四 教育刷新委員会配付資料

III-五五 教育刷新委員会配布資料

森戸文書中の教育刷新委員会および閣議関係をのぞく文部大臣関係資料は、教育刷新委員会委員および文部大臣として森戸が関係していることによって残つたものであり、全体性・体系性については、上記の資料に及ぶものではない。

しかし、「教育理念に関する意見」（整理番号 一一三一五）、「教育刷新委員会第一特別委員会報告」（整理番号 一一三一六）、「教育刷新委員会森戸メモ、雑」（整理番号 一一三一五四）など、多くの修正と森戸個人のメモを含んでいるものもあり、教育刷新委員会内部の議論を補足的に検討出来る性格をもつてゐる。

さらに、新学制の実施時期に文部大臣期が重なることもあり、六・三制の実施に関する具体的な資料が含まれてゐることも特徴である。より価値が高く、包括的なのは中央教育審議会を中心とする資料群であろう。文部大臣時代、教育刷新委員会をのぞき、主に一九五三年以後の教育政策および中央教育審議会資料（広島大学関係は除く）は、およそ一二〇〇点にのぼる。このうち、最大のものは中央教育審議会

関係であり、総会、特別委員会など一八四一点である。改革期の日本側資料で代表的な『戦後教育資料』、『辻田文書』は約四〇〇〇点であるから規模が推察できる。特に、第一回～第一〇七回総会（一九五五～一九六六、一〇八回以降は欠落）、第一五、第一六、第一八～第二〇、第二四～第二八特別委員会などを中心としている。これらは、「期待される人間像」「後期中等教育改革」「高等教育改革」に関する政策形成過程をほぼ明らかにしうる材料である。

官庁文書ではなく、個人文書としての『森戸文書』の特徴は、資料の多くに森戸による多数の書き込みがあり、また、森戸の「メモ」も多数あることである。さらに、中央教育審議会に対する要望・請願・意見書の外に、委員である森戸に対する批判・応援の書簡が一五六点ある。これらは、所管官庁である文部省資料にもおそらくものであり、政策形成過程を検討する上でユニークな資料である。

このほか、国立大学協会が一般教育特別委員会を設け（森戸委員長）、一九五九年一一月から一九六二年にかけて一般教育問題に取り組み、「大学における一般教育」（一九六二年三月）としてまとめた報告の原案、起草文書などがおよそ八〇点あり、森戸の手による多数の修正加筆がある。森戸の軌跡は変化に満ちてゐるが、戦後改革において教育勅語の廃止を強力に推進した森戸像と同時に、中央教育審議会委員として、占領下の改革の見直し、再改革にも関与した森戸の姿があり、これらのメモからは、主体的積極的関与もうかがえる。また、戦時下の著書『戦争と文化』（昭和一六年、中央公論社）が国務大臣就任に際して問題になつたことも事実である。彼自身、自伝に「遍歴」

を題しているように、その思想と行動が一貫していたとは自覚していなかつたであろうが、戦前・戦時下・占領下・占領終了後を通じて、どのような思想に基づいて何を実現しようとしたのであろうか。これらの史料を活用し、森戸の視角を通じて戦後史を見ることで、戦後教育史研究に、あらたな知見が得られて行くであろう。

注

- (1) 鈴木英一「戦後日本の教育改革3 教育行政」東京大学出版会、一九七〇年。
- (2) 小委員会議事録は、現在に至るまで国會議員以外には公開されておらず、アメリカ側資料をもとに、森清監訳『憲法改正小委員会秘密議事録』(第一法規、一九八三年)が出版された。
- (3) 高橋彦博は、コミニンテルン型左翼運動の範疇に属さない社会派知識人の當為が、ワイマールモデルとして戦中に語られ、憲法の社会権条項に結実すると見ており、憲法制定における森戸の役割を高く評価している(高橋一九九〇a、一九九〇b、一九九四a、一九九四b、一九九七)。
- (4) 高橋の枠組みをもつて評価すれば、同様に、田中耕太郎－文部省官房審議室および教育刷新委員会の自由主義的知識人のリードによる教育基本法制定という文脈に加えて、戦後教育改革を、南原繁ら自由主義知識人を中心とするリベラリズムの系譜だけでなく、社会民主主義の系列において評価することであり、教育課程政策・行政の戦後における変化を、「転換」の側面だけでなく、「連続」の側面からも説明できるかも知れない。この点に関しては、後述古野博明の一連の研究を参照されたい。
- (5) 渡部宗助「委員等一覧 解説」『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第一巻、一九九五年一〇月。
- (6) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第一巻、一二二頁。

(7) 同じ委員であつた芦田均の『芦田均日記』(岩波書店、全七巻)では、森戸については、八月一七日に皇室財産をめぐつて、憲法小委員会と吉田との論議があつた際、芦田を擁護する発言を行い、「私は感激を覚えた」(前掲書、一二四頁)とあるのが最初であり、教育刷新委員会の記事そのものが昭和二一年一二月二七日のみしかなく、森戸とのやりとりもない(第一巻、一三八頁)。

- (8) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第六巻、五頁。
- (9) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第一巻、一九頁。
- (10) 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第六巻、二四頁。
- (11) 前掲書、四九頁。

(12) この論争については、鈴木英一「教育基本法の教育目的論争」「日本教育論争史録(現代編(上))」第三巻(第一法規、一九八〇年)に詳しく、その持つ意味の分析は、竹内常一「教育への構図」(高校生文化研究会、一九七六年)が異彩を放つ。

(13) 森戸を大臣にする動きはこれが始めてではない。幣原内閣崩壊後の組閣工作中で、西尾末広は、片山内閣の大蔵大臣に森戸をあてる構想を持つていたという(西尾末広『西尾末広の政治覚書』毎日新聞社、一九六八年、七〇頁)。また、昭和昭和二三年四月総選挙の結果、社会党が第一党となり、社会・自由・民主・国民協同党の四党会談で政策協定に基づく連立内閣案が浮上したとき、森戸は政調会長として西尾の依頼を受け、原案を起草している(前掲書・一二二三頁)。片山内閣のメーカーであった西尾は、組閣の際の森戸について述べていないが、『芦田均日記』(第一巻)によると、昭和二一年一月末の吉田の連立組閣構想で、有沢経済安定本部長官、東畑精一農林大臣、森戸商工大臣構想が、吉田から出されている。吉田は学者ごのみで知られるが、その日から見て関心はあつたらしい(一四六頁)。総選挙後に社会・民主・国民協同の連立工作の際、片山は民主党に外務のポストを渡しながら、外務大臣に森戸辰男を推し、芦田の反対でつぶれている。森戸の登用は、戦時中の『戦争と文化』(昭和一六年)が公職適格審査でクレームがつき、夜にはGHQから了承さ

れている（一一〇一頁）。いずれも、社会党内での森戸への高い評価を示すエピソードである。

西尾末広一九六八「西尾末広の政治覚書」毎日新聞社。

森戸辰男一九八四「私の履歴書 文化人一〇」日本経済新聞社。

（はた たかし・広島大学大学教育研究センター助教授）

（14）『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第二巻、四四一頁。

（15）渡部宗助「委員等一覧 解説」『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』

第一三巻。

（16）以下『戦後日本の教育改革2 教育理念』（東京大学出版会、一九七六年）に詳しい。

（17）西村博「森戸辰男氏と広島大学」（広島大学五〇年史編集室第二回研究会講演、一九九八年一二月一四日、本紀要所収）。

（18）橋口菊「総会決議 解説」『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第一三巻。

参考文献

芦田 均一九八六『芦田均日記』第二巻。

古野博明一九九三「教育基本法の始原」「北海道教育大学紀要（第一部C）」第四三巻第二号。

古野博明一九九五「憲法第二六条の成立基盤と教育基本法体制の意義」「教育改革と教育行政」（鈴木英一編 効草書房）。

古野博明一九九八「教育基本法成立史再考」「教育学研究」第六五巻第三号。鈴木英一・平原春好編一九九八「資料 教育基本法五〇年史」効草書房。

高橋彦博一九九〇a「憲法議会における「ワイメールモデル」－生存権規定の挿入－」「社会労働研究」第三七巻第一号。

高橋彦博一九九〇b「憲法議会における受益権の挿入－日本国憲法第一七条・第四〇条の歴史的背景－」「社会労働研究」第三七巻第四号。

高橋彦博一九九四a「森戸事件」前後－社会運動史における知的脈絡－」「社会労働研究」第四〇巻第三・四号。

高橋彦博一九九四b「帝国体制下の社会科学研究所－森戸辰男と大原社研－」「社会労働研究」第四一巻第三号。

高橋彦博一九九七「日本国憲法体制の形成」青木書店。